

令和8年度 杉並区私立幼稚園等施設等利用給付及び 保護者補助金のお知らせ(未移行幼稚園)

令和元年10月から開始となった幼児教育無償化に加え、杉並区では幼児教育の振興及び子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、私立幼稚園等に在籍する保護者に入園料や保育料等の補助を行っています。以下の内容をご覧ください、必要書類等の提出をお願いします。

1 補助対象者

以下の条件をすべて満たしている方

- ・園児と同居する保護者で、杉並区に住民登録をしていること。
- ・園児が私立幼稚園等（通園可能な範囲にある区外の園も対象）に在籍していること。
- ・園児が補助金交付の対象年齢（クラス）であること。

満3歳児クラス（令和5年4月2日～令和6年4月1日生）

3歳児クラス（令和4年4月2日～令和5年4月1日生）

4歳児クラス（令和3年4月2日～令和4年4月1日生）

5歳児クラス（令和2年4月2日～令和3年4月1日生）

※満3歳児クラスは3歳の誕生日の前日から補助対象となります。

- ・教育・保育給付認定、又は施設等利用給付認定を有すること。
- ・他の保育所や私立幼稚園等に二重在籍していないこと（在籍期間が重なる場合は補助対象とならず、補助金の返還や保育料等の負担が発生する場合があります）。

2 給付金・補助金の内容

いずれも補助金額上限の範囲内で私立幼稚園等に納入した金額を補助します。

種類	対象（要件）	補助金額
入園料補助金	・幼稚園に在籍する園児の保護者 ・入園日に園児の住民登録が杉並区にあること。ただし、4月入園の場合は4月30日までに住民登録がある場合も交付対象	上限 60,000 円 （所得制限なし） ※1人1回限り
保育料に対する補助金 （施設等利用給付＋保護者補助金）	・幼稚園に在籍する園児の保護者	月額 35,000 円～38,600 円 （裏面単価表参照） ※教材費、施設維持費、冷暖房費などの費用は、実費負担となります。
預かり保育料に対する補助金	・幼稚園に在籍する園児の保護者 ・ <u>保護者がいずれも「保育の必要性」の認定を受けていること（月48時間以上の就労が常態である等）。</u>	私立幼稚園での預かり 3～5歳児：日額単価 450 円×利用日数（月額上限 11,300 円） 満3歳児：日額単価 450 円×利用日数（月額上限 16,300 円）
一時預かり保育料等に対する補助金	・教育時間を含む預かり保育の提供時間が <u>8 時間未満または開所日数 200 日未満</u> の幼稚園に在籍する園児の保護者（保育の必要性あり） ・以下二次元コードに記載の特定子ども・子育て支援施設（一時預かり・病児保育等）を利用した場合  ※杉並区外の施設は施設所在地の自治体ホームページ等でご確認ください。	認可外保育施設等での預かり 3～5歳児：月額上限 11,300 円 満3歳児：月額上限 16,300 円 ※私立幼稚園と認可外保育施設等を併用した場合は、合算して上限額の範囲内で補助いたします。（P4 預かり保育料等に対する補助金の補助額算出方法を参照ください。）
副食費補足給付	・給食実施園に在籍する園児世帯で、以下のいずれかに該当する方 ・年収約 360 万円未満相当世帯 ・小学校3年生以下の児童を対象に、年齢の高い順から数えて第3子以降に該当する園児	月額上限 4,900 円 ※副食費（副食材料費）とは、給食費のうち、主食（お米、パン等）以外のおかず・おやつ等にかかる費用

【保育料補助金単価表】（令和8年度）

（円）

区分	区民税所得割額	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護受給世帯	38,600	38,600	38,600
2【ひ】	非課税世帯【ひとり親世帯等に該当】			
2	非課税世帯	35,600		
3【ひ】	77,100 円以下【ひとり親世帯等に該当】			
3	77,100 円以下（年収約 360 万円以下）	35,000		
4	77,101 円以上（年収約 360 万円を超える）			

※令和8年4月～令和8年8月は令和7年度区民税所得割額、
令和8年9月～令和9年3月は令和8年度区民税所得割額で補助金を算定します。

3 申請の手続等

(1) 提出書類

- ① 全員提出が必要な書類
 - ・施設等利用給付認定申請書
 - ・施設等利用費及び杉並区私立幼稚園等園児保護者助成金申請書兼請求書兼口座振替依頼書
 - ・マイナンバー記入用紙 ※本人確認書類を添付してください。
- ② 新2・3号認定（預かり保育の補助）を希望する場合の書類
 - ・保育の必要性を確認する書類（保護者全員分）

保育を必要とする事由		父	母	必要な書類
就 労	会社勤務の方	☐	☐	・就労証明書
	自営業 個人事業主の方	☐	☐	・就労証明書 ・仕事の内容が分かる資料 (税務署に提出する個人事業の開業・廃業等の届出書、営業許可書、事業所やお店の賃貸契約書、開業していることが分かるパンフレットやホームページ等、仕入れ伝票、業務委託契約書のコピー等)
就学の方		☐	☐	・就学証明書 ・在学証明書または入学許可書等(在学期間が分かるもの)のコピー ・カリキュラム、時間割等(就学証明書を提出する場合で、時間割表の記載がある場合不要)
妊娠・出産の方		-	☐	・母子健康手帳のコピー(表紙と分娩予定日が記載されているページ)
疾病・障害の方		☐	☐	・診断書(保育の必要性の認定用)または各種手帳の写し(身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級)
介護・看護の方		☐	☐	・介護・看護状況申告書 ・被介護者・被看護者に関する書類(要介護度が分かる介護保険被保険者証・障害支援区分通知書・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー)または診療情報提供書(介護・看護用) ・介護・看護の実態が分かるもの(直近のサービス利用票など)
災害復旧の方		☐	☐	・り災証明書のコピー ・復旧活動の状況及び今後の見通しが分かるもの
求職活動の方		☐	☐	・求職活動をしていることが確認できる書類 (ハローワーク受付票のコピー、面接の日程や就職活動サイトへの登録が確認できる書類等)

※就労証明書、診断書、在学証明書、就学証明書等は、申込日の前月1日以降に証明・取得したものを提出してください。

③ その他必要書類（該当する方のみ）

※以下の書類については、申込日の前月 1 日以降に取得したもの（更新が必要なものは最新のものを）を提出してください。

ひとり親の方	・申請保護者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または児童扶養手当証書・ひとり親医療証・児童育成手当認定通知書（継続認定通知書）のコピー（外国籍の方は独身証明書とその和訳）
外国籍で永住権がない方	・在留カードの両面コピー ※ 就労、求職活動で認定を希望する場合は、就労可能な在留資格または資格外活動許可を受けていることが必要です。許可を受けていない場合は保育の必要性の認定ができません。
生活保護受給中の方	・保護証明書の写し

就労証明書	就学証明書	介護状況申告書	介護状況表	医師の診断書（介護用）
				

(2) 提出方法

申請書の記載例を参照の上、在籍する園に提出してください。園から保育課に提出するよう案内があった場合は、保育課まで郵送又は持参してください。

(3) 申請期限

令和9年3月31日（水） ※年度途中入園の方は、随時提出してください。

新 2・3号認定を希望される方は認定を希望する月の前月末日までの提出が必要です。
（4月のみ当月認定）

4 給付方法について

杉並区内の幼稚園は、入園料補助金※¹を除き代理受領給付※²となります。

杉並区外の幼稚園は、園が給付方法を指定します。給付方法は園にご確認ください。

※¹ 入園料補助金は、区から保護者へ直接給付いたします（償還払い）。

※² 補助金等を区から幼稚園に給付し、保護者は補助金との差額分を幼稚園へ納入します。

5 交付時期

○入園料補助金、償還払い園の保育料、預かり保育料、副食費補足給付の交付時期は以下を予定しています。

期	支払対象月	振込予定
第 1 期	令和 8 年 4 月～6 月分	令和 8 年 8 月中旬
第 2 期	令和 8 年 7 月～9 月分	令和 8 年 11 月中旬
第 3 期	令和 8 年 10 月～12 月分	令和 9 年 2 月中旬
第 4 期	令和 9 年 1 月～3 月分	令和 9 年 5 月中旬

※入園料の振込予定日は、支払対象月の振込予定に準じます。

※振込時には、交付決定通知書を送付いたします。

6 入園後の手続等について

(1) 施設等利用給付認定の変更を希望する場合

① 預かり保育の補助を希望する

変更認定申請書と「3 申請の手続等」に記載の保育の必要性を確認する書類（保護者全員分）をご提出ください。

※育児休業を取得中の方は、復職月から対象となります。

※書類提出後、要件が確認され次第翌月からの認定となります。（4月のみ当月認定）

② 預かり保育の補助を希望しない

仕事を退職した、育児休業を取得した方は変更認定申請書を在籍する園へご提出ください。

(2) 退園・転出（転居）する場合

退園、区外転出、区内転居する場合は、幼稚園から「退園・転出（転居）届」を受け取るか、杉並区ホームページからダウンロードしていただき必要事項を記入の上、園または保育課へご提出ください。届出が遅れると補助金等の過払いが生じ、返金していただく場合があります。

※転出された場合は、転出先の住民登録地で新たに申請が必要です。

※転園された場合は、改めて新しい園で申請する必要があります。



預かり保育利用料等に対する補助金（保育の必要性あり）の補助額算出方法

① 在籍園利用分の補助額の計算方法

預かり保育の利用日数×日額単価（450 円）で算定した金額と、その月に実際に支払った金額を比較して少ない方を、11,300 円を上限に補助します。（満 3 歳児は上限 16,300 円）

例：3 歳児で在籍園の預かり保育のみ利用（利用日数 12 日、利用料月額 9,000 円）の場合

補助上限	園への支払	補助算定
上限金額 11,300円	自園預かり 9,000円	12日×450円 5,400円

補助支給額
②5,400円・ 保護者負担額 3,600円

⇒在籍園の預かり保育のみ利用した方は、補助額が②5,400 円となります。

② 認可外保育施設等（対象施設のみ）利用分の補助額の計算方法

月額上限 11,300 円から補助額（在籍園分）を差し引いた残りの金額と、認可外保育施設等に実際に支払った金額を比較して、少ない方が補助額となります。

例：①に加え、ファミリー・サポート・センター（月利用額：8,000 円）を利用した場合

補助上限	施設への支払
②5,400円	
残り 5,900円	施設預かり 8,000円

補助支給額
①5,900円・ 保護者負担額 2,100円

⇒認可外保育施設等も補助対象の方は、補助額が 11,300 円（＝②＋①）となります。

【問い合わせ・提出先】

杉並区役所子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1
電話 03-3312-2111（代表）